

## 美里町広告事業仕様書兼広告掲載募集要項

### 1. 仕様の部

広告媒体の概要	町のホームページ(令和4年度)
名 称	美里町公式ホームページ
内 容	町政及び町内行事等の情報
広告媒体の素材	バナー
部数・枚数・箇所	美里町公式ホームページトップページ下部の町が指定する位置
掲載期間	令和4年4月～令和5年3月
広告掲載料	1枠につき月額2,000円
広告対象	美里町公式ホームページ閲覧者
掲載開始日	毎月1日
担当課	美里町役場総務課秘書室 広報広聴係(電話0229-33-2112)

#### 掲載可能な広告の規格

サイズ	縦(ピクセル)	60	横(ピクセル)	120
	データ量	5KB以内	データ形式	GIF(静止画)・JPEGまたはPNG

### 2. 申込みについて

申込方法	美里町広告掲載申込書兼誓約書(別紙)に必要事項を記入し、広告(案)を添付の上、持参又は郵送
申込締切	掲載希望日の前々月の15日まで ただし、4月から掲載希望の場合は、令和4年2月14日(月)まで

### 3. 主な広告内容の基準(掲載しないもの)

広告内容の基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町の広告媒体の公共性及びその品位を損なうおそれがあると認められるもの</li> <li>2. 法令等に違反するもの又はそのおそれがあると認められるもの</li> <li>3. 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると認められるもの</li> <li>4. 政治活動及び宗教活動に係るものと認められるもの</li> <li>5. 意見広告又は個人の宣伝に係るものと認められるもの</li> <li>6. 広告媒体の美観を害するものと認められるもの</li> <li>7. 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあると認められるもの</li> <li>8. あたかも町と共同で活動している等の誤解を与えるおそれがあると認められるもの</li> <li>9. 客観的に見て明らかに信用度の低いと思われるもの</li> <li>10. その他「美里町広告掲載基準」に定めるもの</li> </ol>
---------	--

### 4. 広告掲載原稿の提出

提出期限	掲載開始日の3週間前
提出方法	電子データ(Eメール又は保存媒体に保存したものを持参)
提出先	美里町総務課秘書室 広報広聴係

### 5. 問い合わせ先

美里町役場総務課 広報広聴係 〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地 TEL:0229-33-2112 FAX:0229-33-2159 E-mail:hisyo@town.misato.miyagi.jp
--